

平成 28 年度 事業計画

1. 平成 28 年度に向けて

当社会福祉協議会の平成 28 年度における事業活動は、特に次に掲げる 2 つの点を中核として、経営理念において掲げている福祉社会の実現に向けて、組織が一体となって地域福祉事業の充実に取り組んでまいります。

(1) 社会福祉法人改革について

第 190 国会で審議されている社会福祉法改正案では、社会福祉法人は、その経営組織のガバナンス（管理体制）の強化や、事業運営の透明性の向上等、組織のあり方について幅広い改革が求められています。具体的な内容としては、社会福祉法人の理事・評議員の選出方法の変更や財政規律の強化、地域における公益的な取り組みの推進等があります。

今後、改正法の施行に合わせて、厚生労働省や東京都、大田区から示される通知等を踏まえて、当社会福祉協議会においても、適切に改革を推進してまいります。

(2) 第 5 次大田区地域福祉活動計画について

第 5 次となる大田区地域福祉活動計画（リボン計画）を策定しました。このたびの計画は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年度を計画期間とするものです。

第 4 次の計画における成果として、高齢者等の無料職業紹介事業や成年後見事業等を通じて、他の分野の専門機関や団体等とのパイプ作りが進み、当社会福祉協議会に寄せられる住民からの相談に対応できる範囲が広がりました。

第 5 次の計画では、さらに関係機関・団体等との「情報の共有と連携・協働」を充実させ、当社会福祉協議会が地域福祉における「情報の拠点（プラットフォーム）」としての機能を高めていくことを目指します。

プラットフォーム … 元の意味は、「周辺よりも高くなった水平で平らな場所」を指す言葉です。そこから派生して、「ものごとの基礎・基盤」という意味でも使われるようになっていきます。

2. 平成28年度における中核的な取り組み

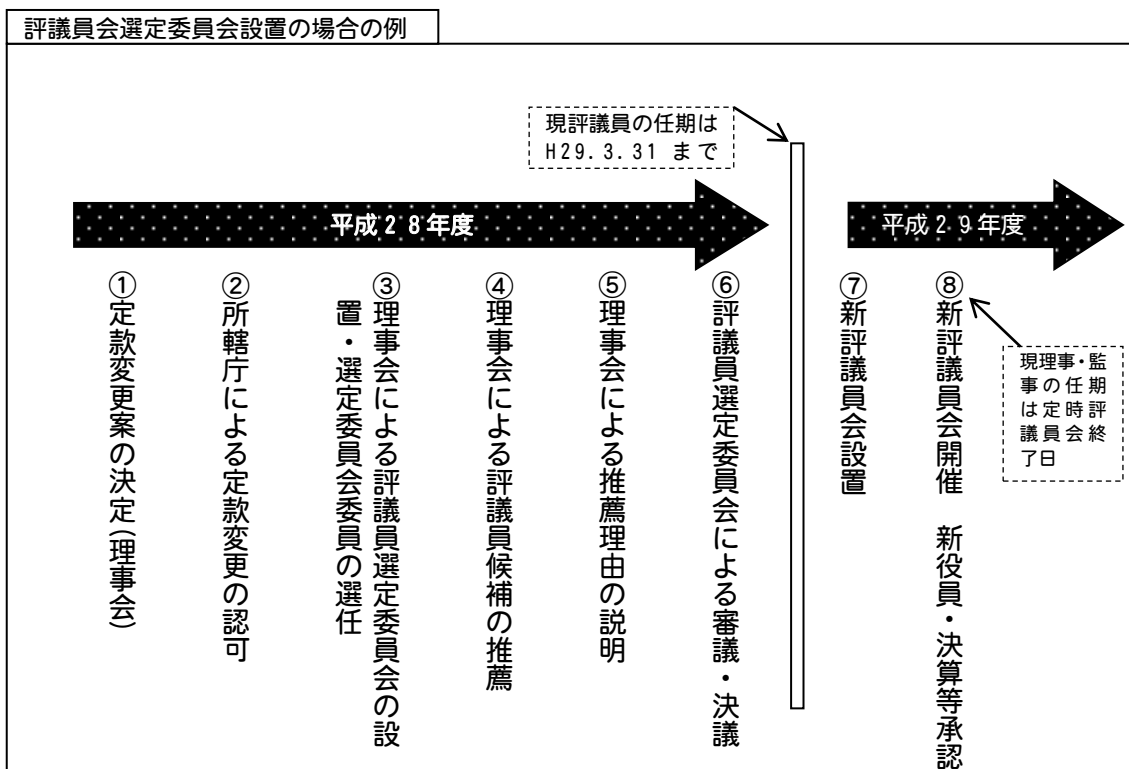
前記「1」に掲げた点を念頭に、平成28年度は主に次の4つの項目を中心に、事業を推進してまいります。

(1) 経営組織の再構築（ガバナンスの強化等）

社会福祉法改正案が議決され、平成29年4月1日から全面的に施行される場合に備えて、定款や定款細則の改正等を進めてまいります。

今回の改革では、理事会や評議員会の役割の明確化が目玉の一つとなっています。特に評議員については、改正法施行日前日までに新評議員を選任する必要がある旨が、国や東京都から示されていますので、遅滞なく新ルールに沿った体制を構築できるように、計画的に準備を進めます。

◎スケジュールの一例〔平成29年4月1日法施行の場合〕



(東京都福祉保健局指導監査部作成資料を基に事務局で加工)

(2) 事業運営の透明性の向上

社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を行っていることから税制面等で優遇措置を受けています。このようなことから、法人の適正な運営を確保について、広く国民に対する説明責任を果たす

ことが求められており、財務情報等についても法人のホームページや広報紙等で公開することが求められています。

このようなことから、これまでの広報活動の進め方について全面的な見直しを行い、ホームページのリニューアル等を進めてまいります。

(3) 社会福祉法人相互の連携を強化

平成27年7月7日に、「区内社会福祉法人による地域公益活動を考えるつどい」を開催して意見交換を行い、「大田区社会福祉法人協議会」を設立しました。

当社会福祉協議会は、池上長寿園、大田幸陽会、大洋社、なぜの木会とともに、幹事団体に就任しています。

社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」という新しい課題に対して、社会福祉法人同士が、その専門分野を超えて意見交換等を重ねて相互理解を図りながら、連携して取り組める地域福祉活動の実現を目指します。



区内社会福祉法人による地域公益活動を考えるつどい

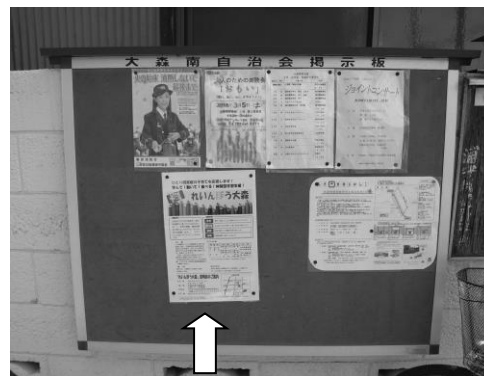
(4) 第5次地域福祉活動計画の推進

第4次計画の成果を踏まえて、引き続き事業の推進を図るとともに、第5次計画では「新しいしくみとして、地域に根付かせることを目的とした活動」を重点事業と定義し、新しい2つの事業を掲げました。

①地域協働型連携事業（愛称 ^ウ^ィ^ア^ノ^ア *Via Nova*）

当社会福祉協議会が、公益的活動に取り組む団体と新しい地域活動を企画し、費用負担や広報活動、連絡調整、進行管理等役割分担を定めて、実務的に協力しながら推進します（後援・助成事業は対象外とします）。

昨年度、大洋社、池上長寿園、大田幸陽会の4団体を中心に、大森東地区や久が原地区で、学校や地元自治会等のご協力を得て、「おたスマイルプロジェクト」をス



自治会掲示板でも広報していただきました。

タートし、ひとり親家庭のお子さんを対象とした「体験型学習支援活動（れんいぼう）」を行っています。

本年度も引き続き「おおたスマイルプロジェクト」を推進していくほか、新しいテーマでの取り組みについても模索し、できるところから具体化していきます。

このように、従来にない枠組みの中で、個別事業の企画立案・実行を繰り返していくことにより、「社協の新しい事業モデル」の確立を目指します。

V i a N o v a… ウィアノア。ラテン語で「新しい道」という意味です。

②地域担当制

プロパー職員を、大田区の4地域福祉課が管轄するエリアごとにグループ化して、当該エリア専属の担当者とするしくみ（地域担当制）を導入します。担当者は、担当地域の様々な福祉関係の窓口となり、地元自治会町会や施設等との関係強化を図りながら、前述した「ウィア ノア」を活用したモデル事業の展開などに取り組みます。

3年間をかけて、区内全域に担当職員を配置する計画で、初年度となる平成28年度は、1地区に4名を置きます。

〔今後の計画〕

28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
試行	→		全区展開	→	
新規 1地区	継続 1地区 新規 1地区	継続 2地区 新規 2地区	継続 4地区	継続 4地区	

(第5次大田区地域福祉活動計画より)

第5次大田区地域福祉活動計画では、実施する事業について原則として数値目標等を設定しました。したがって、今後の5年間の取り組み方は、同計画で掲げた数値目標をベースとして各年度の個別的な計画を立案し、年度終了後に事業評価を行うことを予定しています。

なお、同計画の内容は、冊子やホームページ等で公開いたします。ただし、第4次計画の実績を記載する関係から、公開できる時期は4月下旬となる見込です。